

## ■ 7 月に保険料額をお知らせします

平成24年度の保険料につきましては7月に個別にお知らせします。後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金からの引き落とし（特別徴収）で納めていただくことになっておりますが、この制度に加入してからおよそ半年間は引き落としができません。できるまでの間、「納入通知書」や「口座振込」で納めていただくことになります。

### ◆保険料のお支払いを「口座振替」に変更できます

本人の口座に限らず、ご家族などの口座からの引き落としに変更することができます。口座振替を希望される方は、役場の担当窓口でご相談ください。

### ◆保険料は納期限までに納入しましょう

納付月の月末が納期限です。保険料は後期高齢者医療制度の大切な財源です。必ず、納期限内に納めて下さい。納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状が送付されます。なお、納期限を過ぎて納付された場合、行き違いで督促状が送付されることがあります。

### ◆保険料の納付が困難なとき

災害や失業などの事情により、保険料の納付が困難なときは、お早めに役場の担当窓口でご相談ください。申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。



## ■ 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆さんの医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は、9月（平成24年1月～6月の医療費を対象）に行います。

### ◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、役場本庁の高齢者医療係または各支所の国保高齢者医療係までご連絡下さい。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- 受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額（10割の金額）が書いてあります。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お気軽にお問い合わせください

北海道後期高齢者医療広域連合  
住所 〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
電話 011-290-5601

役場本庁町民児童課高齢者医療係  
電話 0137-84-5111  
瀬棚総合支所地域町民課国保高齢者医療係  
電話 0137-87-3311  
大成総合支所地域町民課国保高齢者医療係  
電話 01398-4-5511

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 減額認定証、保険料、医療費通知の発行について～

### ■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成24年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

現在ご使用中で、今年度も下記区分に該当する方には、7月中旬に新しい減額認定証をお送りしますので、8月1日からご使用ください。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

| 区 分 Ⅱ | ・世帯全員が住民税非課税である方                              |
|-------|-----------------------------------------------|
| 区 分 Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方               |
|       | ・世帯全員の所得が0円の方<br>（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） |
|       | ・老齢福祉年金を受給されている方                              |



### ◆減額認定証をお持ちでない方

上記区分に該当する住民税非課税世帯である方で、交付を希望される方は、役場の担当窓口へご相談ください。

### ◆医療機関でのお支払いについて

#### ▶高額療養費

減額認定証を医療機関に提示すると、1か月の医療費の自己負担限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。（同一医療機関に限ります）

| 区 分            | 1か月の自己負担限度額   |                         |
|----------------|---------------|-------------------------|
|                | ①外来<br>《個人単位》 | ②外来+入院<br>《世帯単位》        |
| 現役並み所得者        | 44,400円       | 80,100円+1%<br>(44,400円) |
| 一 般            | 12,000円       | 44,400円                 |
| 減額認定証<br>交付対象者 | 区分Ⅱ<br>区分Ⅰ    | 24,600円                 |
|                |               | 15,000円                 |

- ・1％とは、一定の限度額を超えた医療費（医療費総額－267,000円）の1％を表します。
- ・（ ）内の金額は、過去12か月に3回以上、高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当した場合の自己負担限度額です。
- ・月の途中で75歳の誕生日で加入する方は、自己負担限度額が通常月の2分の1に調整されます。（1日生まれの方、75歳前から加入している方は対象となりません。）

#### ▶入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部（標準負担額）をお支払いいただきます。

| 区 分                                |                  | 食事療養標準負担額<br>（療養病床以外に入院された方）<br>食 事 代 | 生活療養標準負担額<br>（療養病床に入院された方）<br>食 事 代 | 居 住 費      |
|------------------------------------|------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|------------|
|                                    |                  | 1食につき 260円                            | 1食につき 460円※                         |            |
| 交 減 区 分<br>付 額 Ⅱ<br>対 認 Ⅱ<br>象 証 Ⅰ | 90日までの入院         | 1食につき 210円                            | 1食につき 210円                          | 1日につき 320円 |
|                                    | 過去12か月で90日を超える入院 | 1食につき 160円                            |                                     |            |
|                                    | 年金受給額が80万円以下の方   | 1食につき 100円                            | 1食につき 130円                          | 0円         |
|                                    | 老齢福祉年金を受給している方   |                                       | 1食につき 100円                          |            |

※ 一部医療機関では、420円です。

#### ▶高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。